

## 平成 30 年度北海道原子力防災訓練について（素案）

平成 30 年 5 月現在

### 1 訓練の目的

防災関係機関が協力して原子力防災対策を円滑に実施できるよう、関係機関の連携、防災業務関係者の防災技術の向上を図るとともに、地域住民の防災意識の高揚や、防災対策に関する理解促進を図る。

### 2 主 催

北海道、泊村、共和町、岩内町、神恵内村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村（道及び 13 町村）

### 3 実施時期

平成 30 年秋期

※ 意思決定訓練と実動訓練を連動させて 1 日間で実施。

### 4 訓練内容（主なもの）

国の災害対策指針で定められた避難の判断基準（EAL, OIL）に基づく、段階的な住民避難を円滑に行うため、道として、次の訓練の実施に向け、関係機関と調整中。

項 目	主 な 内 容
■ 緊急事態応急対策拠点施設（OFC）運営訓練	○国、道、町村等の要員が参集し、OFC で指揮所訓練を実施
■ 災害対策本部等運営訓練	○道庁地下 1 階危機管理センターに指揮室を設置 ○国、道、町村の災害対策本部運営
■ 住民避難訓練	○住民の 30km 圏外への段階的な避難の実施 PAZ：泊村、共和町 UPZ：一部地域
複合災害を想定した避難	○実動機関による孤立集落からの住民避難の支援 ○避難道路の啓開
要配慮者避難	○学校、社会福祉施設などへの通報連絡 ○福祉車両等による避難 ○在宅要配慮者の放射線防護施設への屋内退避
観光客避難	○観光客の避難に係る対応手順（マニュアル）等の確認
一時滞在場所設置・運営（避難受入自治体）	○受入マニュアル等に基づく初動対応の確認 ○避難住民の受付・誘導手順の確認
道路渋滞対策	○渋滞予測箇所における迂回路誘導
■ 原子力災害医療活動訓練	○避難退域時検査及び簡易除染 ○安定ヨウ素剤（模擬）の緊急配布 ○医療機関への患者搬送と受入施設での医療措置
■ 緊急時環境放射線モニタリング訓練	○重点区域内におけるモニタリング活動の実施
■ 物資緊急輸送訓練	○UPZ 内において屋内退避を継続している住民を支援するため、生活必需物資の緊急輸送の実施

## 北海道地域防災計画の修正の概要について (原子力防災計画編)

### 1. 計画修正の趣旨

原子力防災訓練の実施結果を反映するなど、原子力防災体制の充実強化を図るため、所要の修正を行う。

### 2. 主な修正の概要

#### (1) 原子力防災訓練結果の反映

- 外国人観光客に対し、多言語による情報伝達を行うなどの配慮に関する規定を追加（第3章第5節）

・ 道及び関係町村は、UPZ内に生活拠点を持たない観光客等の一時滞在者に対し、速やかにUPZ外へ移動するよう呼びかけるものとする。この場合において、外国人観光客に対しては、多言語による情報伝達を行うなどの配慮を行う。

- 避難等の指示における複合災害の例示として、暴風雪時を明示（第3章第5節）。

・ 地震・津波・暴風雪時など自然災害との複合災害が発生した場合において自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動を原子力災害に対する避難行動よりも優先させるものとする。

#### (2) 複合災害時における対応の明確化

- 国の防災基本計画の改正に鑑み、国から屋内退避の指示が出されている中で、人命最優先の観点から、関係町村独自の判断で自然災害に対する避難指示を行うことができる旨の規定を追加（第3章第5節）

・ 関係町村長は、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、独自の判断で自然災害に対する避難の指示を行うことができるものとする。

#### (3) その他

- 原子力災害対策指針の改正に伴う緊急時活動レベル（EAL）の修正や、原子力規制庁組織細則の改正等に伴う規定の整備。